

四万十町地域防災計画【火災及び事故災害対策編】 抜粋

項	修正前	修正後
3	第 1 章 大規模な火事災害対策計画 大規模な火事災害に対して、町などの防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定めるものとする。 第 1 節 火事災害の予防	第 1 章 大規模火災対策計画 大規模な火災に対して、町などの防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定めるものとする。 第 1 節 火災の予防
5	第 2 節 火事災害の応急対策 大規模な火事災害時の通報・通信系統図 <pre> graph LR A[発見者] --> B[町警察署] B --> C[消防団] B --> D[消防庁] D --> E[陸上自衛隊 第14旅団 第50普通科連] D --> F[警察本部] D --> G[高知県 (危機管理・防災課) (消防政策課)] G --> H[隣接市町村] G --> I[消防庁] G --> J[陸上自衛隊 第14旅団 第50普通科連] G --> K[警察本部] </pre> —— 通常の通信系統 - - - - 必要に応じた通信系統	第 2 節 火災の応急対策 大規模な火災時の通報・通信系統図 <pre> graph LR A[発見者] --> B[町警察署] B --> C[消防団] B --> D[消防庁] D --> E[陸上自衛隊 第14旅団 第50普通科連] D --> F[警察本部] D --> G[高知県 (危機管理・防災課) (消防政策課)] G --> H[隣接市町村] G --> I[消防庁] G --> J[陸上自衛隊 第14旅団 第50普通科連] G --> K[警察本部] </pre> —— 通常の通信系統 - - - - 必要に応じた通信系統

6	1 予防対策 (1) 住民の林野火災予防意識の啓発 (2) 火入れに対する届出(許可)及び条件の確認、違反事項の中止の指示 (3) 火災発生危険期における重点的な巡視の実施 (4) 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄	1 予防対策 (1) 住民への林野火災に対する発生危険度等の周知や予防意識の啓発 (2) 乾燥や強風等の気象状況に応じた火災に関する警戒情報等の発表 (3) 山火事予防運動やSNS等を活用した火の取扱い等の周知による住民の林野火災に対する防火意識の高揚を図るための取組 (4) 林業関係者、林野周辺住民、入山者等に対する林野火災予防意識の啓発 (5) 林野火災に関する広報資料の作成及び周知 (6) 火入れに対する届出(許可)及び条件の確認、違反事項の中止の指示 (7) 消防機関への火入れの情報等の共有 (8) たき火等の把握 (9) 火災予防上必要な措置の働きかけ (10) 林野火災を想定した各種計画等の策定 (11) 火災発生危険期等気象状況に応じた重点的な巡視、注意喚起の実施 (12) 消防力強化のための消火活動に必要な資機材の整備の促進 (13) 消防本部、消防団等が連携した実践的かつ効果的な訓練の充実 (14) 広域応援など様々な状況を想定した実践的かつ効果的な訓練の充実 (15) 消防団の悪条件下での情報伝達体制の強化 (16) 消防団の火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実 (17) 山間地での消火活動に必要な車両や資機材の充実(自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両など林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化や、建設業者等が所有する車両の活用に向けた連携強化等) (18) 林野火災における消火活動の長期化に備えた人員の確保
---	---	---

6		(19) その他、林野火災における指揮体制の早期確立や速やかな応援要請、地上・空中消火の連携による災害対応等を実施するための備え
7	1 情報の収集と伝達 (1) 火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県への報告を行う。 (2) 火災・災害等報告即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。 2 消火活動等 (1) 町及び消防署は、火災の災害状況に応じ次の応急措置を実施する。 ア 警察署等と連携した火災防御活動 イ 現地指揮本部の設置 (2) 省略	1 情報の収集と伝達 (1) 消防機関、自衛隊への情報共有を行う。 (2) 消防機関による無人航空機等を活用した情報収集を行う。 (3) 火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県への報告を行う。 (4) 火災・災害等報告即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。 2 消火活動等 (1) 町及び消防署は、火災の災害状況に応じ次の応急措置を実施する。 ア 人命を第一に住家等への延焼防止を最優先した火災防御活動 イ 警察署等と連携した火災防御活動 ウ 消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用 エ 地上消火隊及び消防防災航空隊等と連携した消火活動 オ 山間地特有の安全管理の周知徹底 カ 現地指揮本部の設置 キ 地上での警戒及び残火処理の徹底 (2) 省略 (3) 林野火災が急激に延焼拡大し、避難指示等が広範囲となる場合は、避難行動要支援者の避難支援を適切に実施する。

11	1 重大事故発生時の防災関係機関の措置 突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置をあらかじめ定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たすものとする。 <table><tr><td>機 関 名</td><td>重大事故発生時の措置</td></tr><tr><td>西 日 本 電 信 電 話 (株)</td><td>1 緊急臨時電話の架設</td></tr></table> ※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等によるものとする。	機 関 名	重大事故発生時の措置	西 日 本 電 信 電 話 (株)	1 緊急臨時電話の架設	1 重大事故発生時の防災関係機関の措置 突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置をあらかじめ定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たすものとする。 <table><tr><td>機 関 名</td><td>重大事故発生時の措置</td></tr><tr><td>NTT 西 日 本 (株)</td><td>1 緊急臨時電話の架設</td></tr></table> ※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等によるものとする。	機 関 名	重大事故発生時の措置	NTT 西 日 本 (株)	1 緊急臨時電話の架設
機 関 名	重大事故発生時の措置									
西 日 本 電 信 電 話 (株)	1 緊急臨時電話の架設									
機 関 名	重大事故発生時の措置									
NTT 西 日 本 (株)	1 緊急臨時電話の架設									
13	1 道路管理者 (1)～(3) 省略 (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。 (5) 省略	1 道路管理者 (1)～(3) 省略 (4) 道路啓開等を行い、早期の交通確保に努める。 (5) 省略								
16	1 海難事故、遭難者救出等に対する備え (1) 設備等の整備 ア 消防署及び高知海上保安部は、消防艇等の消防用設備・資機材の整備に努める。 イ 県、警察及び高知海上保安部は、捜索・救助活動を実施するための船舶、ヘリコプター等の整備に努める。 ウ 町は、救助・救急用資機材の整備に努める。	1 海難事故、遭難者救出等に対する備え (1) 設備等の整備 ア 消防署及び高知海上保安部は、船艇等の消防用設備・資機材の整備に努める。 イ 県、警察及び高知海上保安部は、捜索・救助活動を実施するための船舶、ヘリコプター等の整備に努める。 ウ 町は、救助・救急用資機材の整備に努める。								
17	1 各防災関係機関等の実施する応急対策 (1) 省略 (2) 事故を発生した船長等 ア 最寄りの海上保安官署、警察署等への通報	1 各防災関係機関等の実施する応急対策 (1) 省略 (2) 事故が発生した船舶の船長等 ア 最寄りの海上保安官署、警察署等への通報								

17	イ 救助・救急活動の実施 (3) ～ (7) 省略	イ 救助・救急活動の実施 (3) ～ (7) 省略
----	------------------------------	------------------------------